

県教委「厳しい状況の中、何ができるか検討していきたい!!」

安心して定年まで働き続けられる処遇と労働条件の確立を!!

兵庫教組・兵高教組・兵高従組合同交渉団は、8月24日の午後5時から第2回定年引上げに係る交渉を行いました。交渉冒頭、岡田副委員長は「今、現場はコロナ禍での学校生活、進むICT教育、多様なニーズの子どもたちとの対応、さらに教員未配置に伴う過重労働等、本当に大変な状況だ。これまで長年にわたり経験を積まれてきた『いわゆるベテランの力』がどうしても必要。この交渉は、そんな中での定年後の働き方を示す大変大事な交渉だ。言い換えれば、県教委が長年兵庫の教育のために頑張ってきた教職員にどういったメッセージを送るのが問われているのだと思う」と述べ、誠意ある回答を求めました。これに対して、前回の交渉で組合から出された意見11項目について、藤原教職員企画課長から回答がありましたが、「国の制度の縛り」を大きな理由に前進的な回答はありませんでした。交渉団からは国の制度の限界を承知しつつも、「県として何ができるか」を考えなければ意味がないと厳しく追及。再回答で藤原課長は、「厳しい状況ではありますが、運用にあたっては何ができるか真摯に検討してまいりたい」と回答し、条例制定後も、引き続き秋の確定交渉等で、誠意をもって高齢層の処遇について考えていくことを表明しました。また、条例案の成文は現時点では知事部局との関係もあり、提示できないとしつつも、その項目は以下の通りと示しました。



県教委の姿勢を追及する永峰書記長

県教委提案 条例成文案 7項目

1 定年引き上げ

- ・2023年度から2年に1度引き上げる。

年度	現行	2023 2024	2025 2026	2027 2028	2029 2030	2031 ～
一般職	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2 役職定年制

- ・上限年齢(60歳)に達した管理職を翌年度から非管理職に異動。異動した給料の7割となるが、異動前の給料月額7割は保障される(管理職勤務上限年齢調整額)
- ・管理職手当が支給される職員が対象(校長・教頭)
- ・欠員補充が難しい場合など、例外措置として、特例任用を行う(ただし給料月額は7割)。

3 定年前再任用短時間勤務

- ・60歳以降で退職した教職員は短時間勤務で再任用を可能とする。条件は現行再任用短時間勤務と同じ。任期は定年退職日に当たる日まで

4 定年延長後の給与

- ・給料月額は60歳前の7割
- ・給料月額に連動する手当は7割
教職調整額・地域手当・超過勤務手当
期末勤勉手当・給料の調整額
- ・7割水準としない手当
扶養手当・住居手当・通勤手当・寒冷地手当
宿日直手当・特殊勤務手当

5 退職手当

- ・定年引き上げに伴い、60歳超の給与が7割水準となる職員に対して、退職手当の基本額の計算方法の特例(ピーク時特例)を適用する。＝退職手当は60歳の時の給与月額がベースで計算される。
- ・60歳に達した日以後退職する教職員の退職手当の支給率は、退職事由を「定年退職」として算定。
- ・勸奨退職制度も60歳までの差については現行通り算出基礎に加算
- ・60歳に達した年度の勤続年数が35年未満の教職員が、定年引き上げによって伸びた年数については、退職日の給料月額に支給率の差を乗じて得た額が加算される。

6 情報提供・意思確認制度

- ・60歳になる日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職金に関する情報提供をし、勤務の意思を確認する。

7 暫定再任用制度

- ・定年を迎えても年金支給開始年齢の65歳までは現行の制度と同じ再任用制度が暫定的に措置される。

条例は9月議会(9/20開会)で審議されます。

具体的な運用については、秋の確定交渉で「私たちの願いや声」を県教委に届けましょう!!